

議事要旨

会議名	令和5年度第3回 芦屋町国民健康保険運営協議会			会場	芦屋町役場 3階課長会議室	
日時	令和5年7月20日(木) 午後2時00分～午後3時00分					
件名・議題	1. 会長挨拶 2. 議題 (1) 第2回国民健康保険運営協議会議事録について (2) 芦屋町国民健康保険税の税率改正について 3. その他					
委員等の出欠	会長	本田 浩	出	委員	川上 誠一	出
	副会長	中西 智昭	出	委員	瓜生 康平	出
	委員	守田 俊次	出	委員	若松 敏行	出
	委員	中西 朝男	欠	委員	井上 富夫	出
	委員	福島 直人	出	委員	廣津 早登世	出
	事務局	溝上 竜平	出	事務局	志村 裕子	出
	事務局	松浦 裕二	出			
合意・決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度第2回議事録については、指摘箇所を修正し、修正内容について会長に確認していただいた後、ホームページへの公開をすることとした。 国民健康保険税の改正案については、多数決の結果、協議会としては案④とすることとした。 答申に入れる要望事項等あれば、7月26日までに事務局に連絡することとし、その後事務局が答申(素案)を作成する。 次回の会議は、8月2日(水)午後6時半から。議題は、答申(案)審議、令和4年度国保会計決算、令和4年度特定健診の取組みについて。 					

○議題（1）第2回国民健康保険運営協議会議事録について

（会 長） 第2回国民健康保険運営協議会議事録の内容に指摘等ないか。

（委 員） 字句の修正をしていただきたいところが数カ所ある。まず、3ページの14行目、最後の「る」が抜けている。次に、同じく18行目、最後の「る」が抜けている。4ページの4行目、「理解もraitたい」は「理解してもらいたい」ではないか。5ページの一番下の行の「世帯にかかるを保険税」の「を」を取る。最後6ページの4行目、「希望もないというこのなので」は「希望もないということなので」に修正を。以上の5カ所を修正していただきたい。

（事務局） 会議録については、修正したものを会長に確認していただき、ホームページへ公開することとしたいがいいか。

・・・「異議なし。」・・・

○議題（2）芦屋町国民健康保険税の税率について

事務局から、当日資料1「モデルケースでの保険税計算例」について説明。

（会 長） この資料について質疑があればどうぞ。

（委 員） 7割、5割、2割軽減は、低所得者の高い国保税を下げるために考えられた制度ということがわかった。対象者も59%と約6割いるということだが、対象となっていない人が4割いるということも事実である。モデルケースについては、1人世帯や2人世帯だけを示しているが、実態では40代や30代世帯では子どもがおり、4人世帯、5人世帯にも適用されると思う。多人数の世帯をモデルケースとして示していないのはなぜか。

（事務局） 国保世帯の世帯割合を見ると芦屋町では、1人世帯、2人世帯が圧倒的に多いためにこのようなモデルケースを提示している。

（委 員） 前回の会議資料は、国保世帯のうち3人世帯が109世帯。4人世帯が51世帯。5人世帯が20世帯。合わせると180世帯ある。1人世帯、2人世帯が大部分だということもわかるが、多人数の世帯もいるのでモデルケースとして示していただきたかった。

（事務局） 実際に軽減を受けている世帯は、3人以上の世帯ではさらに少なくなる。そ

のため、1人世帯、2人世帯をモデルケースとして示した。

(会 長) 他に質疑はないか。

・・・「質疑なし。」・・・

(会 長) 令和4年度の答申では、令和5年度の国保税は据え置くが、令和6年度以降の保険税改正について検討していくこととなっている。事務局からは標準保険税率に合わせる4つの案が示された。また、先ほど低所得者への軽減のモデルケースの説明があり、低所得者への対策も理解できた。これからは、事務局が示した4つの案について、委員の意見を伺いたい。

(委 員) 私は、委員になって3期目であり、前回の答申の際もできるだけ住民の負担が増えないようにと意見した。長い年数をかけて徐々に上げていく、7年かけるという案がいいと思う。

(会 長) 欠席している委員からは意見を聴いているか。

(事務局) 7年かける案がいいという意見をいただいている。

(委 員) 被保険者としては、長ければ長いほど負担が少なくていいと思うが、国保会計としての負担はどうなのか。医療費を減らす努力をしないと前に進めない状況ではないかと思う。いろいろと努力をされていると思うが、国保会計から支出している医療費は大変な金額になっているので、長くかけて改正することは助かるが、国保会計の負担も考慮して決めなければならないと思う。

(事務局) 今、みなさんで議論している内容は、国保税を上げて歳入を増やそうということである。委員が言われた医療費を下げることは歳出を減らしていこうということで、二つを合わせて行う必要がある。前回の会議でも話したが、特定健診を実施し、早期発見につなげる、特定健診後の保健指導をローリングすることで医療費が下がっていくという流れになる。芦屋町の特定健診の受診率は県平均程度の30数%で、県内で特別悪いということもない。しかし、県平均がそもそも低く、全体的に低い受診率をあげなければならないと認識している。特定健診の事業は健康・こども課が行っており、郡内では40%台という町もあるので、連携して取り組んでいかなければならないと思っている。

住民に負担を求めるだけでなく、行政としてもやるべきことはやるという

認識をもって今後も一層努力していく。

(委 員) 事務局が言うように医療費を抑えることがまず一番大事なことだと思う。病院は予防に関しては積極的に人手がまわらない状況で、行政に協力するかたちでしか動けていないということが実情である。

町では、健康教室のようなものを積極的に実施することで町民の健康意識の向上につなげる取組みも実施すべきである。そうすると、医療費の削減につながるのではないか。

(委 員) 住民の負担を考えると少しでも長いほうがいいと思う。県に支払う国保事業費納付金は、一般会計からの法定外繰入をしてでも納めなければならないと聞いているが、そうであれば法定外繰入をしながら、ある程度長期的に国保税の改正を行ってもいいのではないか。

(事務局) 本来、国保会計の中で運営すべきであり、一般会計からの法定外繰入は0にするように国からも言われている。しかし、実際には急激に国保税を上げることが難しいので、不足する場合は法定外繰入金に頼ることになる。結果的に一般会計から法定外繰入をすることになるが、国として法定外繰入をしていいということではない。

(委 員) 国は法定外繰入をなくすという方針だが、してはならないとはなっていないと思うので、一般会計から繰入れしながら運営すればいいと思う。住民にとっては、国保税が上がることは生活に直接関わる大きな問題であると思う。厚労省の発表では全国で滞納世帯が 195 万世帯ある。町では滞納世帯はどのくらいいるのか。

(事務局) 1738 世帯のうち 79 世帯が滞納世帯である。

(委 員) 国では平均して 11%くらいが滞納しているということである。

(事務局) 町では、4.5%くらいが滞納世帯である。町の徴収率は郡内平均とほぼ同様に低くない。国保税の値上げによる滞納への影響については大きな問題が起こるとは考えていない。また、コロナ禍に国保税を 2 回値上げした遠賀町や水巻町においても郡内平均並みの徴収率となっており、国保税が上がると徴収率が下がるかというのは別問題である。徴収率は、徴収に関わる職員の意識が一番大きく関わってくると思っている。

(委 員) 滞納世帯には短期保険証を発行していると思うが、現在どのくらい発行しているか。

(事務局) 令和4年度では、44世帯に発行している。

(委 員) 国保税の中に後期高齢者支援分と介護分とあるが、どういうものか。

(事務局) 国保税は、医療分、後期高齢者支援分、介護分というのがあり、県に収める国保事業費納付金と同様の区分になっている。医療分は、みなさんが病院にかかった時の医療費にあてるものである。後期高齢者支援分は、75歳以上の後期高齢者医療を支えるためのものである。介護分は40歳から64歳の被保険者にかかる国保税で、介護保険の給付費を支えるためのものである。

(委 員) 国は、未就学児の均等割を半額減免するとしているが、産まれたばかりの者からも後期高齢者支援分を徴収するのはおかしいことではないか。

(事務局) 国保税の賦課については、国で定まったことなので、町でどうこう言える話ではない。ただし、未就学児については医療分と後期高齢者支援分のどちらも均等割の半額が減免されている。また、介護分については賦課されていない。

(委 員) 健康保険料から国民健康保険へ14%拠出している関係で、国保運営協議会の委員として参加させてもらっている。社会保険では前期高齢者支援金として国民健康保険へ健康保険料の一部を納めているが、令和6年4月からその費用が上がるのがすでに決まっている。それに伴い、健康保険料も強制的に上がることになる。国全体の医療費が年々増えているシミュレーションとなっているため、保険料も上がっているということだと思う。芦屋町では、国保税をしばらく上げていないということは、他市町に比べて医療費が低く、財政的によかったのだと思う。

国保税の改正案を数パターン示しているが、個人負担を上げない場合長い期間をかけて値上げする方がいいということになるが、その場合、国保が財政的に厳しくなり、医療費を抑制するための健診事業や保健指導などの施策が十分にできなくなる恐れはないのか。また、もう少し短時間で国保税を値上げすることで、国保財政が良くなり住民がより健診に行きたくなるような施策を行うことができ、みなさんが健康で長生きして、結果的に国保税が値上がりしても不快に思わないような施策があればいいと考える。

(事務局) 健診の事業費は基本的に補助金で全額賄っているため、国保税を上げないからできないということはない。また、町の責務として健診事業は必須であるため今後とも積極的に取組んでいく。

芦屋町は、平成30年度以降国保税を改正していない。これは、財政状況が良かったからではなく、平成30年度から3年に一度の改正をするつもりだったが、コロナ禍になり住民の生活のことを考えて国保税の改正を令和2年、3年、4年と先送りしてきたというものである。郡内ではコロナ禍でも改正してきた町もある。

芦屋町は、コロナ対策としてさまざまな施策を行っており、そういうものとの整合性も考え、国保税を改正しなかった。しかし、国保財政も厳しく、赤字を解消しなければならないという課題もあり、国保税の改正は避けられない。

事務局としては、どの案でも問題ないと考えるが、税率改正の最終年度には標準保険税率に合わせることを必須であると考えている。

(委員) 当健康保険組合の家族の健診受診率は60%くらいある。特定健診の受診率が30数%というのはかなり低いと思う。早期発見、早期治療が最も医療費の抑制につながるので、補助金が出るのであればもう少し努力して健診を受けやすくなるような工夫をしてほしい。健保組合では、がん検診の同時受診や健診を受けると食事券がもらえるなどの工夫を行っている。受診率を上げると医療費の支出が減り、財政的にも良くなると思うので、ぜひ事業の見直しをして取組んでほしい。

(事務局) 社会保険とは実態が違うが、30数%という数値は福岡県の平均でもあり、健診率が低いことは県全体の問題としてとらえる必要がある。委員は、いろいろな場面において、今後とも健診率向上の働きかけをしていただきたい。また、行政は行政で受診率を上げる努力をしていかなければならない。横の連携をしっかりと、受診率向上に努めていく。

(会長) 他に意見はないか。

・・・「質疑なし。」・・・

(会長) では、意見も出尽くしたので、改正案については多数決で決めたいと思うがどうか。

・・・「異議なし。」・・・

(会 長) では、案 1 から 4 について事務局より多数決をとっていただきたい。

(事務局) それでは、案 1 の 1 度の改正で標準保険税率に合わせる案に賛成の方の挙手を。

・・・「挙手なし。」・・・

(事務局) 次に、案 2 の 2 度の改正、3 年かけて標準保険税率に合わせる案に賛成の方の挙手を。

・・・「挙手なし。」・・・

(事務局) 次に、案 3 の 3 度の改正、5 年かけて標準保険税率に合わせる案に賛成の方の挙手を。

・・・「4 人の挙手あり。」・・・

(事務局) 次に、案 4 の 4 度の改正、7 年かけて標準保険税率に合わせる案に賛成の方の挙手を。

・・・「4 人の挙手あり。」・・・

(事務局) では、案 3 の 3 度の改正がいいという方が 4 人。欠席された委員の意見もあわせると、案 4 の 4 度の改正がいいという方が 5 人となった。よって、運営協議会の希望としては、案 4 の 4 度の改正、7 年かけて標準保険税率に合わせることにする。よろしいか。

・・・「異議なし。」・・・

(事務局) 今、協議会の方向性としては 7 年かけて標準保険税率に合わせるということが決まった。次の会議で答申（案）を示すが、答申の中には健診のことなど今までいただいた意見を入れたいと考えている。その他に要望事項として入れて欲しいことがあれば出していただきたい。

(会 長) その他の要望事項があればいただきたいが、今すぐに要望が出ない場合は 26

日までに事務局まで連絡していただきたい。

○その他

・ 次回の開催日程について説明

(会 長) 何か意見や質問がある方はどうぞ。

(委 員) 令和5年度の国保税の状況はどうか。

(事務局) 令和5年度の当初予算編成時は、令和3年中の所得を参考として作成した。しかし、7月に令和4年の所得が確定すると、令和3年の所得に比べて下がっており、見込んでいた税額よりも少なくなることが予想される。

(会 長) ほかに意見や質問がある方はどうぞ。

・・・「質疑、意見なし。」・・・

(会 長) それでは、以上で本日の委員会は終了する。

(閉 会)